

京都市交通局管理規程第10号

京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年3月14日

京都市公営企業管理者
交通局長 葛西 宗久

京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程の一部を次のように改正する。

第6条の2第2号中「最後に」を削り、「トラフィカ京カードを」の右に「当該乗車に続けて」を加える。

第7条の2各号列記以外の部分中「の路線」を「（循環1号系統を除く。）」に改め、同条第2号中「最後に」を削り、「トラフィカ京カードを」の右に「当該乗車に続けて」を加える。

第7条の3各号列記以外の部分中「乗合自動車」の右に「（循環1号系統を除く。）」を加え、同条第2号中「当該乗車に」を「当該乗車で」に改め、「トラフィカ京カードを」の右に「当該乗車に続けて」を加える。

附 則

この規程は、平成24年3月17日から施行する。

(交通局企画総務部企画課)